

## 会議案第3号

### 北海道議会基本条例の一部を改正する条例案

#### 北海道議会基本条例の一部を改正する条例

北海道議会基本条例（平成21年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第2項から第4項まで」に改める。

第13条の見出しを「（政務活動費）」に改め、同条中「第11条に規定する」及び「活動に係る」を削り、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において議長が定める日から施行する。

#### 説 明

地方自治法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。